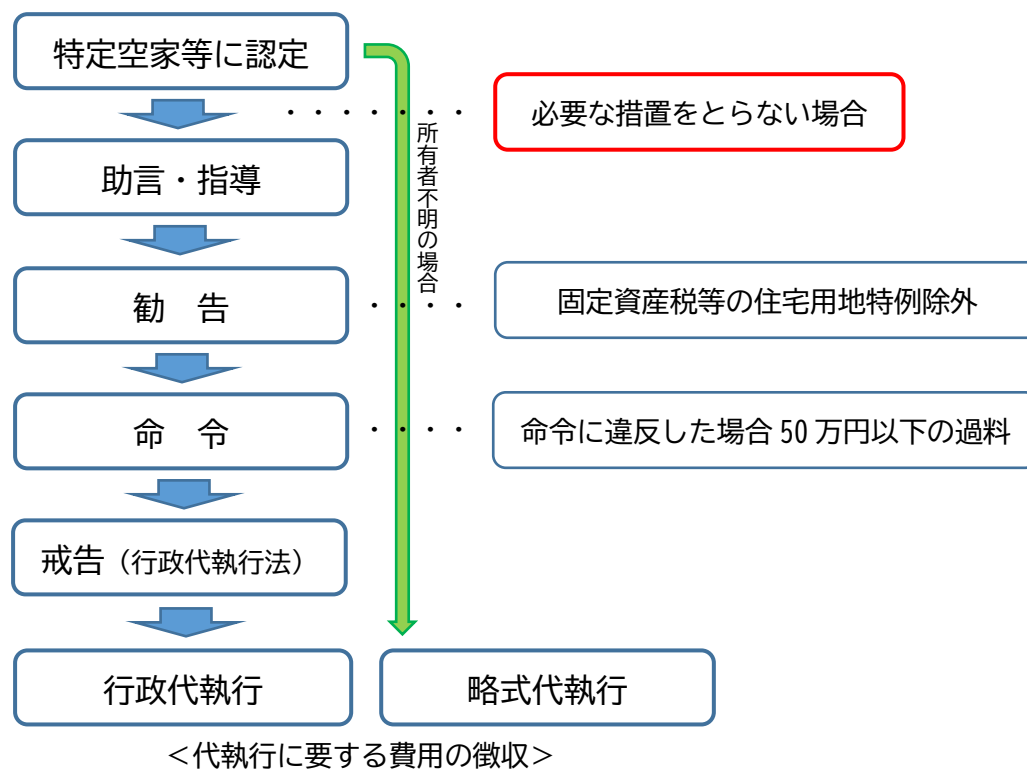


※特定空家等に認定されると、助言・指導の対象となり、それでも管理状況に改善が見られなければ勧告や命令を行う可能性があります。次のように段階的に措置が行われます。



(1)助言・指導

市から所有者等に対して、特定空家等の除却等、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言又は指導を行います。

(2)勧告

助言・指導を行っても状況が改善されない場合、市が所有者等に対して必要な措置をとるよう勧告を行います。勧告が行われた敷地は住宅用地特例の対象から除外され、固定資産税の税額が上昇します。

(3)命令

勧告されても正当な理由なく措置がとられない場合、市から所有者等に対して措置をとるよう命令をします。命令に違反すると、空家法に基づき、50万円以下の過料に処せられます。

(4)行政代執行

命令を受けてもなお自主的に改善しない場合、市が所有者等に代わって特定空家等の改善等を行い、その費用を所有者等に請求します。